

平成21年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな)	(かわさきしりつ かわなかじま しょうがっこう)								
学校名	川崎市立川中島小学校								
(ふりがな)	(かわさきし かわさきく かわなかじま)								
所在地	神奈川県川崎市川崎区川中島2-4-19								
電話番号	044(288)3166			FAX番号	044(287)4062				
学級数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計
		3	3	3	3	3	3	3	21
児童・生徒数		95	74	82	88	76	85		500
	(特支)	3	3	0	1	1	3		11
教職員数	39人	学校運営協議会を置く学校として指定された年月日				平成18年12月1日			
学校運営協議会の委員数・構成	16人	内訳 地域代表 9人、保護者代表 2人、教職員 4人、 大学教授等有識者 1人 (元教育委員) 学校運営協議会代表者(会長等): 地域代表(地域教育会議議長)							
その他	○平成18~20年度 文科省コミュニティ・スクール推進事業調査研究指定校 ○平成18・19年度 文科省学校評価研究協力校 ○平成18~21年度 川崎市コミュニティ・スクール研究指定校(継続)								

(平成21年7月1日時点)

I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

1. 「学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)」指定前の状況

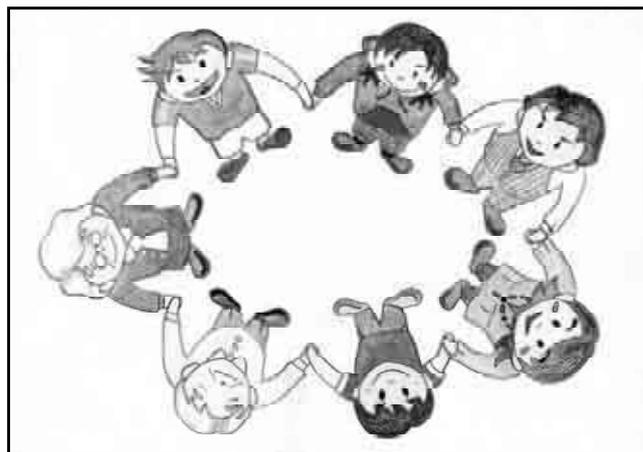
- 学校経営方針として地域と手を携えて教育活動を推進する方向を打ち出し、具体的に協働して取り組む方を模索していた。
- 保護者・地域住民等からなる「学校教育推進会議(学校評議員制度)」を中心に学校運営全般についての意見を聞き、学校教育推進に反映するようにしていたが、さらに地域との連携を強め、地域の力を学校運営そのものに生かすために、一定の権限を持って学校教育に対する責任の一端を担い、学校運営に参画する地域運営学校としてのあり方を模索していた。



2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

○ 子どもたちの健やかな成長を願い、学校・家庭・地域社会が連携・協働しながら培ってきた特色ある学校づくりをさらに進めようと考えた。（地域支援の期待）

○ 協力的な保護者や地域住民の学校参画・支援により、一層信頼される学校づくりを推進しようと考えた。（説明責任と意見聴取を中心とした学校教育推進会議から一歩踏み込んだ学校運営



全般にわたる承認をする学校運営協議会制度を生かし、方向性を明確にした学校改革・運営の推進を意図した。）

3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

○ 学校運営協議会制度を川中島小に取り入れる条件整備

⇒ 学校運営協議会の設置を決定した拡大学校教育推進会議（地域教育会議（※）役員・学校教育推進会議委員・PTA役員・教職員代表）を発展的に解消させて学校運営協議会準備委員会を新たに設置し、組織・所掌事項・委員の任期・事業などを検討し川中島小学校学校運営協議会要領を施行した。

※ 川崎市では中学校区単位に地域教育会議を設置し、地域・保護者・学校の代表者が委員となり、三者が連携して児童・生徒の社会生活及び教育活動を支援する取り組みをしている。川中島中学校区地域教育会議では、挨拶運動・花いっぱい運動・子ども会議・小中学校間連携活動など積極的に実践している。

○ 川中島小学校学校運営協議会の運用に関する事項を定める学校運営協議会要領の策定
⇒ 川崎市学校運営協議会規則・川崎市学校運営協議会要綱に基づき、川中島小学校の特長を生かした学校運営協議会要領を川崎市教育委員会のアドバイスをのもと学校運営協議会準備委員会で決定した。要領には、前文を置きコミュニティ・スクール導入の経緯と精神を明記した。（資料参照）

委員の委嘱・解職の提案を誰がするか、会長の選任を誰がするのかなど検討し、委員の提案は学校教育推進会議同様に校長が、会長及び副会長の選任は学校運営に保護者や地域住民が参画する制度の意味合いからも学校運営協議会の互選とした。教職員人事についても意見具申ができるようにしたこと、地域住民の意見を幅広く聞き、参画を制度的に保障するために委員の公募制を取り入れること、また委員の固定化を避けるために任期を一期2年の三期までとした。

○ 学校運営協議会委員の任命及び解職について（提案権）

⇒ 学校長が提案し、学校運営協議会準備委員会（学校運営協議会設置後は学校運営協議会）の承認をへて、川崎市教育委員会が任命及び解職することとした。学校運営協議会発足当初の委員については、学校運営協議会準備委員会のメンバーの中から選んだ。

○ 具体的な活動コミュニティ部会の設置について

⇒ 学校運営協議会の活動や取り組みを具体的に行う組織として「学び創造コミュニティ部会(※1)・学校評価コミュニティ部会・子ども安全コミュニティ部会・情報コミュニティ部会・幼保小中高大連携コミュニティ部会・ファンドコミュニティ部会」の各コミュニティ部会と共に、子どもの意見表明と参画推進を意図した「子どもコミュニティ(子ども委員会)」(4～6年生の代表で構成)を設置することとした(※2)。

※1 学校の教育活動全般にわたり参画支援する部会で、授業計画への参画や講師・ボランティアとしての参加、外部講師の手配などの活動をしている。

※2 川崎市では子どもの権利条例により学校教育推進委員会において子ども委員の参加を位置づけている。本校は学校教育推進委員会を発展的に解消して学校運営協議会を設置したため、学校運営協議会要領において子ども委員会を開催して、子どもの意見や要望を学校運営協議会に取り入れることにしている。

また、学校運営協議会の活動や取り組みを支援する協力委員を各コミュニティ部会に置くこととした。(委員登録者は現在16名)

4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

【学校運営の基本的な方針に対するもの】

○ 学校運営5ヶ年計画(レインボープラン)の策定

特色ある教育活動の推進と地域と連携した教育力の維持発展のために、5年間の基本計画(長期プラン)をたて、年度ごとに具体的な行動目標を設定した。この中では子どもの悩み相談の充実に、スクールカウンセラー・相談員の招聘、人権プログラムの推進(CAP)、キャリア教育の推進、食育の取り組みなどの提案があった。

○ 校舎大規模改修に関する要望

休日開放が可能な多目的コミュニティ室の整備、トイレの快適化、エレベーターの新設、野外学習施設の設置、地域ふれあい活動ができる花壇などの要望をした。

○ コミュニティ・スクール継続の要望

地域に開かれ、地域に支えられ、地域に信頼される学校づくりを進めている現在のコミュニティ・スクールの取り組みを教職員が替わっても継続するよう要望した。

【学校運営に関する事項に対するもの】

○ 教職員の多忙化解消・業務改善に関する支援

会計業務、未納金の催促業務、各種調査依頼の回答など本来の職務からかけ離れたと考えられる教職員の業務内容が増加しているが、子どもと余裕を持ってふれあう時間を確保し、より子どもにあった教育課程を創造できるようにすること。

○ 教育予算の増額

学び創造コミュニティ部会を中心にした地域講師などによる体験的な教育活動を推進するための予算的措置(講師謝金)をすること。

【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

- 平成15年度から本校の特色の一つとなっている英語活動の充実と中学校との連携を意図したカリキュラムを作成するために、中学校英語科教員で小学校勤務を希望する者を配置すること。(18年度)
- 学校関係者評価での指摘により、自然環境を生かした教育及び理科教育の充実のために理科環境担当教諭を配置すること。(19年度)
- コミュニティ・スクール担当非常勤教員配置要望
コミュニティ・スクール運営に関する事務(連絡・記録・報告・広報など)を定数内の教職員で担当すると多忙化が一層進むので、定数加配のあった文部科学省の調査研究事業指定を受けていた時に準じた非常勤教員配置を要望。
(人事に関する要望は、文書による要望書提出と市教育委員会による人事ヒヤリング時等に口頭で意見具申する場合がある。)

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関すること】

- 学校運営5ヶ年計画(レインボープラン)の策定
レインボープランの中に、子どもの悩み相談を充実させること、スクールカウンセラー・相談員を学校に配置すること、人権プログラム(CAP)の取り組みを行うこと、1年生からキャリア教育を行うこと、食育の一環として味の素KKと連携して味覚教室などを行うことなどを盛り込んだ。教育相談員は週1日であるが配置され、子どもたちの心の落ち着きに成果が上がっている。
- 校舎大規模改修計画への学校運営協議会委員の参加
大規模改修計画に多目的コミュニティ室の設置を盛り込み、22年度から大規模改修工事を開始予定。
- 川崎市コミュニティ・スクールとしての指定継続については、21年度以降も引き続き指定を継続する方向で検討している。
- 教職員の多忙化解消・子どもとふれあう時間の確保
21年度から業務効率化モデル研究(文部科学省・川崎市)を始める。算数ドリル・ワークのデータベース(問題プリント)を利用した教材作成の効率化、電子採点ペンの利用(エクセル自動集計)による成績情報などの電子化・業務効率化(専用システムによるセキュリティの強化)など業務全般にわたる効率化改善などに取り組み始めている。(実質スタートしたばかりなので、効率化による子どもとふれあう時間の確保には至っていない。)



【教育活動に関すること】

- 地域ふれ合い教育の推進（地域講師）及び地域講師の活動に関する謝礼金の配当
コミュニティ・スクールに関する事業計画書を市教育委員会に提出して、プロポーサル審査を受けて予算配当が決まる。今年度は学校・学校運営協議会企画の特別非常勤講師と1～4年外国語講師謝礼金などの配当を受けた。

【教職員の任用に関すること】

- 中学校英語科の免許所持者（19年度～）、理科環境担当教諭（20年度～）がそれぞれ配置されるとともに、コミュニティ・スクール担当非常勤講師が加配措置（20・21年度）された。
また、管理職の異動に際して引き続きコミュニティ・スクールの活動に意欲的な管理職（教頭職）も配置（21年度）された。

6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

【学校（教職員）側】

- 学校運営協議会委員と協働して教育活動を進めることが多くなり、授業への講師や資料などの協力を得られるようになり、やりがいを感じるようになった。
- 学校の教育活動を理解して下さる方が多くなり、学校評価で日々の教育活動への支持ポイントが高く、教職員が元気で意欲も高まっている。（子ども・保護者・地域も元気が出る学校評価！）
- 毎月の学校運営協議会に全職員が参加し、コミュニティ・スクールの取り組む方向の共通理解が図られ、活動コミュニティ部会で協力委員や地域の方と計画をたてたり具体的な活動を行うことを通じて、コミュニケーションが深まった。夜の会議で忙しくなっているが、一緒に活動することで教育活動に理解が得られ、励ましや温かい言葉をかけられるようになり、やりがいを感じている。



【教育委員会側】

- 学校・保護者・地域の連携により自主的に動き出す活動が見られ、学校・学校運営協議会が自立の方向に向かっていると感じられるようになった。
- 経済的な学校支援（教育活動に関わる学校需要費の増額）を行っている。

【園児・児童・生徒側】

- 雨の日の体育館遊び、動物とのふれあい（移動動物園）など子どもコミュニティで提案したことが実現し、自分たちの思っていることを表明することが学校生活を変えていくことにつながることを実感している。（トイレ改修についても子どもワークショップで提案し、22年度に実現することになり参画意識が向上している。）
- 通学路の安全マップを子どもの目線を生かして作り、20年度に全校配付。交差点や路地での交通安全への意識（飛び出しへの注意）が高まると共に危険に対する予防的な意識が芽生えた。（遠回りしても安全な道を選択。）
- 地域やたくさんの講師の人と体験的活動や見学学習など、実際に関わっている人から直接教わったり、苦労話やとっておきの話などを聞くことができ、楽しく学ぶことができた。取り組んでいる様子などが新聞の記事になり、自分たちのやっていることにとっても価値があることがわかり、今まで以上に自分に自信がもてるようになった。（自尊心・自己肯定観を育む子どもが増えた。）



【保護者側】

- 学校運営協議会委員、PTA役員、各コミュニティ部会の協力委員として学校運営に携わる中で、学校がいかに大変で、仕事量が多いかを知り、自分たちでできることは協力したいと思う方が増えてきた。
- 学校公開が増え、子どもの育ちがよく見えるようになった。学校評価の回収率や学校への建設的な意見が増えるなど学校に関心を寄せる方が多くなった。
- 学校教育学校報告会（年度当初の学校説明会で表明したことを1年間実践し、成果と課題、次年度の方角を報告する会）で学校運営協議会委員が報告し、一体感や開かれた学校、子どもをこの学校に通わせて良かったと思う方が増えた。



- 幼保小中高大連携コミュニティ部会の支援で幼稚園・保育園との交流が盛んになり、小1プロブレム等の問題を解消しつつある。こうした取り組みにより、本校を評価する保護者が就学校の指定変更をして子どもを入学させるようになった。

【地域側】

- 子どもが輝く教育活動を一緒に進められて嬉しいという声が多く寄せられている。
- 学校掲示板により、川中島小学校の教育活動や様子がわかるようになり、学校行事などに関心を持つようになった。(参加者・学校訪問者の増加)
- 安全パトロールを担当して、子ども達と挨拶や会話をする方が増えてきた。

7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- コミュニティ・スクールの取り組みについて徐々に地域に浸透しているが、学校運営協議会の仕組みや具体的な取り組みについてまだまだ知らない人が多い。
- コミュニティ・スクールを立ち上げるということで、国や市からの人的・財政的なサポートがあったが、今後この取り組みを継続して上でのサポート体制が見えてこない。また行政の担当者が替わると今後どうなっていくのか将来像が見えない。
- 学校運営協議会委員の改選・協力委員の確保と川中島小学校運営協議会の取り組みの精神を継続・繋いでいく方策
- 近隣学校園との連携（小学校間の異なる学習体験が中学校で課題とならないような工夫・9年間カリキュラムの検討(川中島プラン)・教育相談、不登校対策などの連携（中学校区の拡大コミュニティ構想）
- 体験活動や地域ふれ合い教育講師への謝礼金、防犯・安全対策に関わる看板・ポスターなどの製作費など、各コミュニティ部会の活動を推進する上での財源確保





8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

- 広報紙・回覧板・ホームページなどコミュニティの情報を保護者や地域に知らせる広報活動の充実（わかりやすい内容と定期的な配信回数）
- 近隣小・中学校の教職員の学校運営協議会へのオブザーバー参加（幼保小中高大連携コミュニティ部会の協力委員としての参加）により、中学校区の地域コミュニティをめざす（設立時からの願い）
- 地域の子どもたちの9年間の学びを体系的にとらえた教育活動計画の構築（川中島プランの策定）
- コミュニティ部会の活動を財政的に支えるファンドコミュニティ基盤整備。（Tシャツなどのコミュニティグッズの販売、運動会でのペットボトル飲料の販売・バザーなどでの焼きそば・豚汁販売などコミュニティの独自活動を支えるために継続的に取り組む）



II 学校運営協議会の実際の運営状況等

1. 学校運営協議会の運営状況

(平成20年度実績：年12回開催)

回	年月日	議 題 等
1	H20. 4. 11	第1回(平成20年度学校運営所掌事項の承認)
2	H20. 5. 28	第2回(各コミュニティの活動計画)
3	H20. 6. 20	第3回(各コミュニティの活動・研修会計画)
4	H20. 6. 21	学校評価研修会(講師：千々布敏弥先生)
5	H20. 6. 25	第4回(サマーチャレンジスクールの協力計画)
6	H20. 7. 17	学習指導要領研修会(講師：川崎市教育委員会指導課松野進先生)
7	H20. 8. 27	第5回(前期学校評価計画)
8	H20. 9. 8	学校関係者評価参観週間(前期学校評価の実施)
9	H20. 9. 24	第6回(第Ⅱ期への課題整備：公募委員計画)
10	H20.10.29	第7回(前期学校評価報告・後期改善計画)
11	H20.12. 1	第8回(第Ⅱ期委員改選)
12	H20.12.22	第9回(校舎大規模改修検討)
13	H21. 1. 28	第10回(学校報告会準備)
14	H21. 2. 14	平成20年度学校教育報告会(講師：川崎市教育委員鈴木嵯峨子氏)
15	H21. 2. 27	第11回(後期学校評価報告・次年度改善計画)
16	H21. 3. 25	第12回(21年度基本計画の承認・公募委員確定・コミュニティ部会の一部名称改訂)
<p>(補記)</p> <p>上記とは別に随時、各コミュニティ部会を開催した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもコミュニティ ・ 学校評価コミュニティ部会(学校関係者評価を実施) ・ 学び創造コミュニティ部会(授業研究会・学年活動に参画) 		

2. 学校運営協議会に関する基本情報等

- 学校運営協議会を置く学校としての指定期間(年数)※規則上

2年

- 学校運営協議会の委員の任期(年数)※規則上

2年(3期まで)

- 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

2年ごとに学校長が地域住民委員・学識者委員を提案し運営協議会で承認する。 保護者委員2名はPTA会長・副会長があたる。(指定職委員) 公募委員(2名以内：現在1名)

- 学校運営協議会の議事内容の公開状況

コミュニティだよりの発行(議事録概要) ホームページ(議題・決定事項・会議の様子など) 東・西通用門外側に設置コミュニティ掲示板(各コミュニティ部会からのお知らせや行事案内) 学校だよりに(活動や決定事項などのお知らせ)

3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況

- 学校行事は基本的に学校・PTA・学校運営協議会（コミュニティ）の共催となり、参画・協働・共汗・共創を実践している。
- 従来PTA主催であった、ハッピーフェスタ（子ども・保護者・地域・教職員がふれあうことを目的としたお祭り）を学校運営協議会との共催としている。
- 11年目となる中学校区地域教育会議との連携強化を図っている（中学生が小学校の行事などに参加する小・中連携の推進、英語活動・ガーデニング・昔遊び・入学当初の1年生クラス支援サポートなどの学校教育ボランティアの取り組み）。

また、学び創造コミュニティ部会での特別支援・体験的教育活動推進のため、大学生ボランティア・地域教育会議委員・映画のまちかわさきフォーラム（※）などの協力を得ている。

※ 川崎市の基本政策「個性と魅力が輝くまちづくり」の一つの柱である「映像のまち・かわさき」を推進する関係者の集まりで、行政・企業・団体が参加している。川中島小学校も映画制作に取り組んでいるのでフォーラムに参加している。

4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

- 学校運営協議会の委員が学校関係者評価委員会の代表者（座長）となり、学校評価の評価項目の検討を学校運営協議会でも行い、学校評価コミュニティ部会で集計や整理を行っている。
- 学校行事などを開催する都度、参加者へのアンケート・評価の実施と集計を行い、学校運営協議会や学校評価コミュニティ部会で成果や課題を検討し改善を進めている。



5. その他

川崎市立川中島小学校ホームページをご覧ください。

<http://www.keins.city.kawasaki.jp/2/ke200501/>

（2004・2006・2007年度J-KIDSホームページ大賞都道府県優秀校）



コミュニティ・スクールを創出する 公立小学校の挑戦

コミュニティ・スクールとは

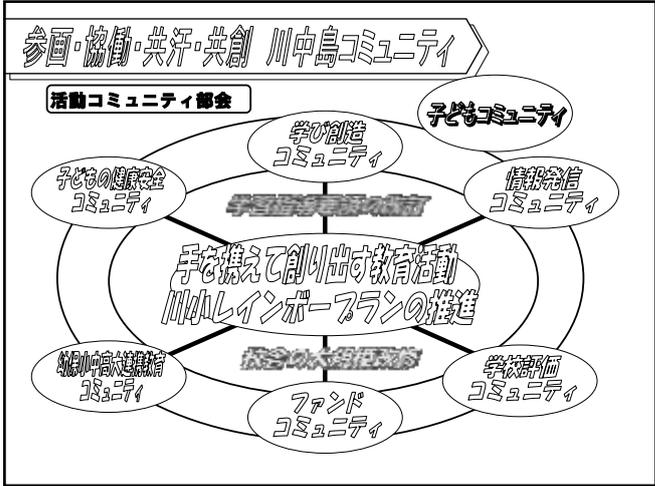
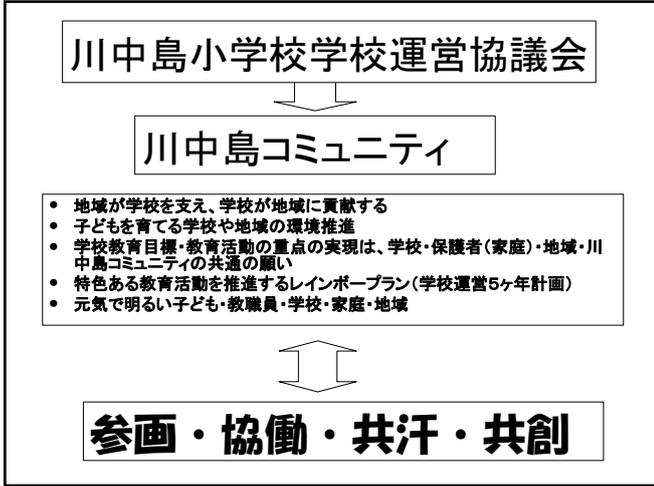
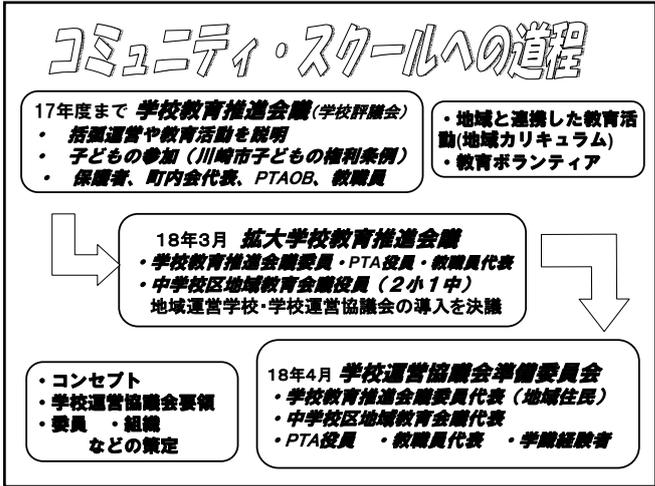
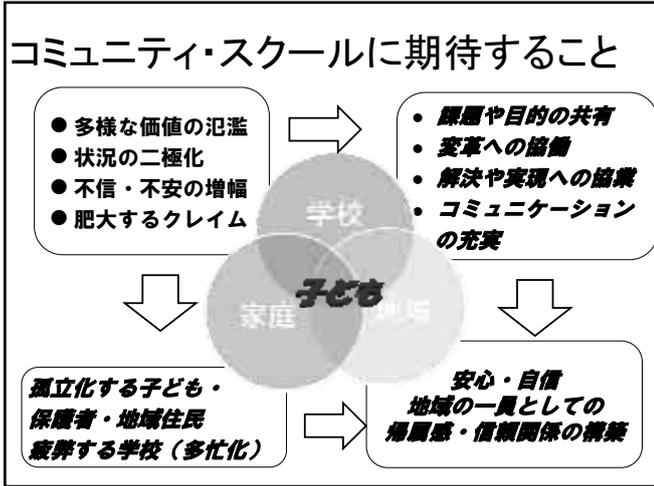
- ・ コミュニティ・スクールに期待するもの
- ・ コミュニティ・スクールへの背景
- ・ 学校運営協議会設立に向けて

コミュニティ・スクールのコンセプト
・ 地域に信頼される存在感のある学校創り

川崎市立川中島小学校の挑戦

- ・ 川小レイボープランの推進
- ・ 多様な教育活動の推進

コミュニティ・スクール今後の課題
・ 行政の姿勢と学校の主体性



学校教育目標

- 知識を磨き、正しく理解できる児童を育成する。
- 自他ともに敬愛し、互いに協力する児童を育成する。
- きまりや約束を守り、責任を果たす児童を育成する。
- 心身ともに健康で、自ら実践する児童を育成する。



めざす子ども像

知 みんなで考え
よく分かる子

情 みんななかよく
力をあわせる子

意 みんなで約束
責任をはたす子

体 みんな明るく
元気でたくましい子



スピーチ活動

ゲストティチャー

基礎基本を身につけるために

読書タイム

くんぐんタイム

今年も新指導要領に対応する年間の授業日数と授業時数を確保！

反復・継続学習を工夫しています

火曜日・木曜日の朝の時間に

計算をすること
(くんぐんタイム)
読書や
読み聞かせなど
繰り返し継続的に
取り組んでいます

図書ボランティアさんの読み聞かせ

全校で15分間の集中

読解力・思考力・実践力の育成をめざします

(学習状況調査の活用)

読みを深める国語学習と漢字力の強化
思考力を高める算数学習
総合的な学習の時間や
社会科では
問題解決的な学習の推進

栽培・環境学習の推進

体験を通して分かりやすい授業を

- 手を使い
体を動かして
体験的・実践的に
五感を通して学び
分かった!
できた!
という実感を大切にした
授業を工夫しています

パワーアップした 英語活動

今年はセステ先生を中心に
5・6年は35時間英語活動を
実施します
(新指導要領の先取り)
1～4年生もダンカン先生を中
心に年間10時間実施

継続した英語活動(7年目)は
確実に成果を上げています
(英語スタッフの充実)



ダンカン先生と



担任の先生と

話す・聞く力を身につけようと 全校で取り組んでいます。

- 話す・聞く力が
身につくように
いろいろな場を活用して
スピーチ活動を
展開しています。



始業式や
終業式で



学年の中や
学級の中で

ゲストティチャーを招いた授業を さまざまに展開しています

今年も

韓国文化体験
国際理解体験



- ・東芝科学館
- ・味の素
- ・サントリー
- ・東京電力
- ・東京ガス
- ・日舞・箏・能
- ・お茶・巫女舞
- ・生け花・よさこい
- ・多摩川クラブ
- ・井端先輩
- ・映画関係者
- ・地域の皆さん
- ・コミュニティ



映画制作活動



中本賢さんと梨学習



巫女舞
伝統文化体験

等々計画満載

学校・家庭・地域の連携を大切に ふれあいが生まれる学校行事

PTA主催
米の湯体験活動



三者企画活動



子どもと保護者の協奏
ピカピカタイム

学校教育報告会



運動会
親子ふれあい競技

本校の特別支援教育

集団での学習の中で、
特別の教育的配慮が必要な子どものために

- 支援の段階 1
普通学級の担任による
支援
- 支援の段階 2
普通学級におけるTTに
よる支援
- 支援の段階 3
「ほっとルーム」におけ
る支援
- 支援の段階 4
特別支援学級「若草級」
による支援



療・拡大の特別支援教育



活動コミュニティ部会

学び創造
コミュニティ

子どもの成長・発達を促した具体的な教育活動の推進

- ・川中島プランの創造
- ・地域に根ざした教育課程と教育方法の充実
- ・英語活動を中心とした国際教育の推進
- ・環境教育への取り組み
- ・教育ボランティアの編成

子どもの自己肯定感・自尊感情を育む教育活動



**学校・家庭・地域が一体となって
防犯・安全の取り組みを進めています**

不審者防止対策

防犯ブザー配布

携帯電話情報配信

緊急下校班訓練

子ども安全パトロール

防犯教室CAP

子ども110番

学校・家庭・地域が一体となって

中学校区7町会
子ども安全連絡会

川崎警察を招請した
防犯教室



幼・保・小・中・高・大の連携教育を推進しています

幼稚園・保育園
との交流

同年行事へ
中学生参加

高校生の指導を
受ける

いろいろ連携の場
を工夫していきます

**フランド
コミュニティ**

- ・川小サフシ・Tシャツ等の販売
- ・川小ハッピーフェスタで焼きそば等の販売
- ・運動会での飲み物販売

誠意・協働・共育の共創
川中連携コミュニティ

手を携えて作り出す教育活動

かわさかじまサフシ
校章の模印がフランド

情報発信
コミュニティ



情報発信
コミュニティ

- ・ホームページの運営・更新
- ・広報紙の発行



2004・2006・2007年度の3回J-KIDS大賞都道府県優秀校として受賞

子ども
コミュニティ

- ・子どもの意見表明権
- ・子どもの参画意識
- ・自己肯定感
- ・学校評価に関して
- ・トイレワークショップ



教育課程・学習活動に
子どもの参画を

元気が出る学校評価

学校評価
コミュニティ

18・19年度は文科省学校評価システム研究校
(学校関係者評価委員は川中島コミュニティ委員・協力委員)



前年度2年にとりくみと課題・成果・改善の発表

元気が出る学校評価

学校関係者評価

学校教育目標「めざす子ども像」の具現化・達成状況

4つの学校教育目標の観点に
とって4項目4内容を評価する
ようにしています。また評価内
容を詳しく説明しながら評価し
ていただくようにしています。
評価活動を通してながら、学校
教育について知っていただき
さらに理解を深めて頂ける機
に なっています。

評価項目	評価内容	評価結果
1. 学校目標の達成状況
2. 授業の質
3. 生徒の学習態度
4. 学校行事の充実度

元気が出る学校評価

学校評価の公表

わかりやすく工夫して公表しています

評価項目	評価内容	評価結果
1. 学校目標の達成状況
2. 授業の質
3. 生徒の学習態度
4. 学校行事の充実度



•地域が学校を支え、学校が地域に貢献する



新しい学校作り

to be continued...

参画・協働・共生・共創

川中島女子大学

川崎市学校運営協議会運営要綱

(目的)

第 1 条

この要綱は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 47 条の 5 の規定に基づき設置される学校運営協議会の運営等に関し、川崎市学校運営協議会規則（平成 18 年度川崎市教育委員会規則第 2 号以下「学校運営協議会規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(学校運営協議会の責務)

第 2 条

学校運営協議会は、制度の導入の趣旨を踏まえ、保護者、地域住民、児童及び生徒等の意見、要望等を把握し、学校運営の改善に反映するように努めなければならない。

(指定の準備)

第 3 条

学校運営協議会の設置にかかわり、指定を受けようとする学校（以下「当該校」という。）の校長は、地域、PTAから広く意見を聴取するよう努めなければならない。

2 当該校の校長は、意見を聴取するため、学校運営協議会設置準備会（以下「準備会」という。）を設置する。

3 準備会は学校運営協議会規則をもとに当該校校長が主宰し、組織、委員等は各校で別に定める。

(指定)

第 4 条

当該校の校長は学校運営協議会の設置を川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ様式 1 に別紙理由書（様式自由）を添付し、申し出ることができる。また、すでに学校運営協議会を設置し、再度指定を受けようとする学校の校長も同様の手続きにより申し出ることができる。

2 教育委員会は、前項の申し出を受けたときは、必要に応じ内容の照会を行い、指定の可否を 60 日以内に当該校の校長に回答するものとする。

(委員の任命)

第 5 条

当該校の校長を除き、学校運営協議会委員の選出については次に掲げる者の中から、書類審査、面接、又は当該校からの聴き取りによって教育委員会が審査を行い任命する。

(1) 当該校の近隣に所在する地域住民及び保護者については、学校運営協議会又は準備会の推薦を受けた者。

(2) 当該校と関係を有する者については、学校運営協議会又は準備会の推薦を受けた者。

- (3) 学識経験者については当該校の校長の推薦を受けた者。
 - (4) その他教育委員会が必要と認めた者。
- 2 学校運営協議会委員候補者については、学校運営協議会設置の申請時に様式 2 により委員候補の一覧と承諾書を添付することとする。
 - 3 学校運営協議会の委員の人数については 16 名以内とする。ただし、学識経験者については 2 名以下とする。
 - 4 教育委員会関係者は、いかなる立場であっても学校運営協議会委員になることはできない。
 - 5 学校運営協議会に顧問、協力委員等協力者をおくことができる。

(委員の報酬)

第 6 条

学校運営協議会委員の報酬及びその支給方法については、別に定める。

(意見の申し出)

第 7 条

学校運営協議会規則第 5 条の規定による教育委員会に対する意見の申し出は様式 3 により行うものとする。

- 2 教育委員会は必要に応じ内容の照会を行い、60 日以内に様式 4 により回答する。
- 3 学校運営協議会はその回答が不十分であると捉えることができる場合、教育委員会へ直接意見を述べるすることができる。

(議事の提示)

第 8 条

学校運営協議会会長は学校運営協議会の開催を 2 週間前までにホームページ、配布物等で公示し、1 週間前までに議案を示すものとするが、緊急の場合はこの限りではない。

(会議録)

第 9 条

学校運営協議会は、議事の内容を記録し、公開しなければならない。ただし、任用についてはこの限りでない。

- 2 会議録は、5 年間保存することとする。

(指定の取り消し)

第 10 条

学校運営協議会規則第 15 条の規定による指定の取り消しは様式 5 により行うものとする。

- 2 学校運営協議会は指定の取り消し理由が不十分であると捉えることができる場合、教育委員会へ直接意見を述べるすることができる。

(委員の解任)

第 11 条

学校運営協議会規則第 16 条の規定による委員の解任は、様式 6 により行うものとする。

2 学校運営協議会委員は、解任の取り消し理由が不十分であると捉えた場合、教育委員会へ直接意見を述べることができる。

(委任)

第 12 条

この要綱に定めるものの他、学校運営協議会の運営に関して必要な事項は教育委員会が別に定める規則等によるほか、学校運営協議会と教育委員会が協議を行い、決定する。

附則 この要綱は、平成 18 年 11 月 27 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 10 月 24 日から施行する。

川中島小学校学校運営協議会要領

（要領前文）

平成18年3月の拡大学校教育推進会議（学校教育推進会議・PTA・地域教育会議）を開催し、コミュニティ・スクール構想を立ち上げ「学校運営協議会準備委員会」を設置した。子どもたちの健やかな成長を願い、学校・家庭・地域社会が連携・協働しながら、培ってき特色ある学校づくりを進めるためコミュニティ・スクールをめざすことにした。「学校運営協議会準備委員会」での審議により「川中島小学校学校運営協議会」の設置を決定した。

【目的】

第1条 この要領は、川崎市学校運営協議会規則（平成18年川崎市教育委員会規則第2号。以下「規則という。」）に基づいて設置される川崎市立川中島小学校学校運営協議会（以下「川中島コミュニティ」という）の運用等に関し、必要な事項を定めることとする。

【趣旨】

第2条 川中島コミュニティは、制度の導入の趣旨を踏まえ、保護者、児童、教職員、地域住民等の意見、要望等を把握し、学校の改善に参画・反映するよう努める。

【所掌事項】

第3条 川中島コミュニティでは、以下の事項について、学校長が提案し、川中島コミュニティが認を行う。

- ・教育課程
- ・学校運営
- ・組織編成
- ・学校予算の編成執行
- ・施設管理整備
- ・学校評価
- ・コミュニティファンド
- ・その他

2. 川中島小学校長は川中島コミュニティでの承認を基に学校運営を推進する。

3. 目標実現をめざした教職員人事に関する意見具申をする。

第4条 川中島コミュニティは、必要に応じて川崎市教育委員会に対して意見や要望を述べ、川中島コミュニティの方針や意見が反映するよう努力する。

【4. 委員の任命及び解嘱】

第5条 委員の委嘱及び解嘱は、学校長が提案し、川中島コミュニティの承認を経て、川崎市教育委員会が任命及び解嘱する。所定の手続きは川崎市学校運営協議会運営要綱(以下「要綱」という。)に基づいて行う。

第6条 川中島コミュニティの委員は次の通り20名以下とする。

- ①保護者委員（4名以内）
- ②地域住民委員（10名以内）
- ③教職員委員（5名以内）
- ④学識経験者委員（2名以内）
- ⑤学校長

第7条 地域住民委員は公募することができる。その場合の手続きについては、川中島コミュニティで別に定めるものとする。

【守秘義務】

第8条 川中島コミュニティ委員は職務上知り得た内容（児童・保護者・教職員のプライバシーに関することや教職員の人事に関わる情報など）については、守秘義務を負うものとする。委員を解嘱後も同様とする。

【任期】

第9条 川中島コミュニティ委員の任期は2年とする。欠員が生じた場合は、残りの任期で随時所定の手続きを経て任命するものとする。

2. 委員の再任は6年を限度とする。

【報酬】

第10条 川中島コミュニティ委員の報酬は、川崎市学校運営協議会規則及び川崎市学校運営要綱に基づき定められたものとする。

【運営・会議・事務局・事業】

第11条 川中島コミュニティに会長及び副会長（2名）を置き、委員の互選により選出する。

第12条 会長は会議を招集し議事を掌る。副会長は会長を補佐し、会長不在時は会長の職務を代行する。

第13条 事務局を川崎市立川中島小学校内に置き、会の運営、会計、書記(議事録の記録保管)を担当する。担当者は委員の中から会長が指名する。

第14条 川中島コミュニティの会議は、会長が、原則として、開催日の14日前までに、議事内容明示して招集するものとする。緊急を要する場合は随時招集できるものとする。

第15条 川中島コミュニティの会議は、過半数の委員の出席で成立し、議事については過半数で議決するものとする。

第16条 川中島コミュニティの開催・案内・内容等は随時ホームページや広報で公開し、この会には希望者が傍聴できるものとする。ただしプライバシーに関する内容や教職員の人事等に関する場合は非公開とすることができる。

第 17 条 川中島コミュニティの会議には原則として川崎市教育委員会事務局担当者が参加するものとする。

第 18 条 川中島コミュニティの所掌事項に基づく活動・事業については、別に定めるものとする。

【評価・情報公開】

第 19 条 川中島コミュニティは、学校の運営状況等について毎年 1 回以上学校評価を行い、結果について保護者や地域に報告するものとする。また随時ホームページや広報紙等で情報発信を行う。

【附則】

第 20 条 川中島コミュニティの運営及び事業を推進・協力するため顧問、コミュニティ協力委員会及び子ども委員会を設置することができる。

2. 顧問、コミュニティ協力委員会及び子ども委員会の人数、任期、活動内容は、川中島コミュニティで別に定める。

第 21 条 川中島コミュニティは平成 15 年度から取り組んでいる川中島中学校と藤崎小学校との小・中連携教育を推進するため小・中連携コミュニティを目指す。

第 22 条 川中島コミュニティは設置規則、要綱、設置目的に反しない範囲において運営に必要な事項を定めることができる。

第 23 条 この要領の改正は、川中島コミュニティでの協議を経て行うものとする。

この要領は平成 18 年 12 月 1 日より施行するものとする。

川中島小学校学校運営協議会準備委員会

※ 2006. 11. 15 川中島小学校学校運営協議会準備委員会承認